

改正消費税

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

【簡易課税制度の見直し】

簡易課税制度は、課税売上高が 5,000 万円以下の事業者の事務負担へ配慮して設けられた特例で、仕入税額控除を課税売上高に対する税額の一定割合(みなし仕入率)とするものです。

消費税の軽減税率導入を見据え、平成 30 年度税制改正において、簡易課税制度が見直され、農林水産業のうち食用の農林水産業のみなし仕入率が 70%から 80%に引き上げられることになりました。この改正は、2019 年 10 月 1 日を含む課税期間から適用されます。

		平成 26 年度改正	平成 30 年度改正
適用上限(課税売上高)		5,000 万円	5,000 万円
みなし仕入率	卸売業	90%(第一種)	90%(第一種)
	小売業	80%(第二種)	80%(第二種)
	農林水産業(食用)	70%(第三種)	80%(第二種)
	農林水産業(非食用)		70%(第三種)
	製造業等		
	料理飲食業等	60%(第四種)	60%(第四種)
	サービス業	50%(第五種)	50%(第五種)
	不動産業	40%(第六種)	40%(第六種)

変更前は売上と仕入に適用される税率は同一のため、「みなし仕入率を用いて計算した仕入税額」に税率の違いによる区分は必要ありません。しかし、軽減税率の導入により、売上に適用される税率と仕入に適用される税率が異なるケースが発生します※。

※例)飲食店・・・売上げは 10%(外食)、食材の仕入れは 8%

食品スーパー・・・売上げは 8%(飲食料品)、包装資材・水道光熱費・家賃などは 10%

今回の見直しは、食用の農林水産業において売上げが軽減税率で、種子・農薬・機具など、課税仕入れの大半が標準税率になることに対応したものと考えられます。

複数税率制度下での簡易課税制度においては、売上又は仕入に複数の税率が適用される可能性のある業種について、業種区分を細分化しその細分化した業種ごとにみなし仕入率を設定する必要があるといわれており、今後も簡易課税制度の「みなし仕入率」が見直される可能性が高いといえます。

また、従前から課税売上高 5,000 万円以下という基準についても議論のあるところから、同時に基準の引下げが検討される可能性があります。